

監督署の窓

複数事業労働者への 労災保険給付



【参考】改

る。

正後の労災保険法 第1条 働者災害補償 労保険は、業務上の事由、事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という）の二以上の事業の

正により、複数の事業場で働いている労働者の方への労災保険給付が変わります。
「複数事業労働者」とは、被災した（業務や通勤が原因でがや病気などになつたり死亡した）事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者のことをいいます。

今回の労災保険法の改正により、複数の事業場で働いている労働者の方への労災保険給付が変わります。一方がや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できる場合は、これらの中止は、2020年9月1日以降に発生したがや病気等について対象となります。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤が原因で、けがや病気等になつたときや死亡したときに、治療費や休業補償など、必要な保険給付を行う制度です。

これまで、複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われないこと、すべての会社の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を合わせて評価して労災認定されないことが課題でした。

このため、多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるよう環境を整備する観点から、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という）が改正され、2020年9月1日から施行されました。

業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対しても迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は疾病により負傷し、又は通勤により負傷し、あるいは病気が発生したときには、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、特別加入されている方（労働者として働きつゝ特別加入されている方、複数の特別加入されてい

法改正のポイント

■複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、全ての就業を基礎として、保険給付額を決定します。

■けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、特別加入されている方（労働者として働きつゝ特別加入されている方、複数の特別加入されてい

る方）がや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。■一つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できる場合は、これらの中止は、2020年9月1日以降に発生したがや病気等について対象となります。

そのため、2020年8月31日以前に発生した傷病等については、従来どおり改正前の制度により労災保険給付が行われます。なお、複数事業労働者の業務・通勤災害に係る労災保険給付額の算定方法や請求手続例等について、厚生労働省のホームページに掲載されていますので参照してください。

イラスト・木村武司